

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法第12条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 平成21年6月1日より運用している職員の子供預りサービス「子育てハッピー応援団」利用への呼び掛けを継続します。

<対策>

- 令和4年4月～ 特に新入協職員（パート職員含む）への制度周知と利用の呼びかけを実施。

目標2 育児休業取得を希望した職員が取得しやすい環境の整備を行います。

- ・男性職員・・・計画期間内に取得実績があること
- ・女性職員・・・取得率 90%以上を維持する

<対策>

- 令和4年4月～ 男性職員が育児休業等を促進するため制度の個別周知と啓発の実施。

目標3 ワーク・ライフ・バランスを推進します。

<対策>

- 引き続き「ノー残業デー」（ノーエネルギーデー）に取り組み、所定外労働を削減し家庭と仕事の両立及び業務効率の改善を進めます。

目標4 半休および家族サービス休暇制度の継続実施と取得の推進を行います。

<対策>

- 令和4年4月～ 引き続き全職員を対象の半休と家族サービス休暇制度を周知・啓発し、家族との余暇・親孝行を推進します。

目標5 年次有給休暇の取得率を60%以上にします。

<対策>

- 有休取得日数を把握できるようシステムの日数管理を行います。また部署ごとの年次有給休暇の取得計画を策定し、安全衛生委員会等でも各部署取得状況を開示します。

以上